

仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画（第5期計画）（概要）

令和7年3月31日 公表

1 計画の対象職員

- ◇ 知事部局、議会事務局、各種委員会事務局及び企業局の職員（臨時・会計年度任用職員を含む）

2 計画策定の背景及び趣旨

- ◇ 国、地方公共団体、企業等が一体となって、総合的な少子化対策を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行
- ◇ 法改正により計画期間が10年間延長されたことから、次期（前期）計画にあたる第5期計画を策定
- ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資する施策を一層推進し、夫婦が共に働き、家事・子育ても分担できる職場環境を整備

3 計画期間

- ◇ 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 達成目標

目 標 項 目		R11 目標
(1)「出産・育児に関する諸制度の周知・啓発」		—
(2)「休暇・休業が取得しやすい環境整備、気運醸成」		
①年次有給休暇（平均使用日数）		15日以上
②家族看護休暇（希望する者）の取得率		100%
③育児休業の取得率	女性	95～100%
	男性	85% (2週間以上の取得率) 《目標引き上げ》
	男性職員の育児参加 (出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合)	100% (合計5日以上取得率) 《目標引き上げ》
(3)「時間外勤務の縮減」 本庁職員の年360時間を超える割合		20%以下

5 具体的な取組内容

- ◇ 制度の周知・啓発
- ◇ 休暇等の取得の促進
- ◇ 職場環境の整備
- ◇ 悩み相談の場の提供
- ◇ 管理者に対する研修
- ◇ 時間外勤務縮減対策
- ◇ 休暇・休業中の職員に対する情報提供
- ◇ 男女が共に仕事と子育てを両立できる環境整備
- ◇ 人事面での配慮
- ◇ 人事評価への反映